# 日本スポーツ少年団顕彰要綱

#### (趣 旨)

第1条 この要綱は、日本スポーツ少年団設置規程第4条8項に基づく、スポーツ少年団 の顕彰についての必要な事項を定める。

### (顕彰の形式)

- 第2条 顕彰は日本スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状および感謝状とする。 (顕彰の基準)
- 第3条 この顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。
  - (1)永年にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のある市区町村スポーツ少年団を表彰する。
- (2)永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録者を表彰する。
- (3)永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった退任者に対し、感謝状を贈呈する。
- (4)その他、顕著な功績があるとして、日本スポーツ少年団本部長が特に認めた者を顕彰する。

#### (候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、別に定める様式により都道府県体育・スポーツ協会会長および 都道府県スポーツ少年団本部長が所定の期日まで日本スポーツ少年団本部長宛行う。た だし、第3条(4)項については日本スポーツ少年団常任委員会の推挙による。

#### (表彰者の決定)

**第5条** 表彰者の決定は、日本スポーツ少年団常任委員会にて行う。ただし、第3条(4)項 については日本スポーツ少年団本部長が専決することができる。

#### (要綱の変更)

- **第6条** 本要綱の改正は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。
- **附則1** (1)本要綱は昭和63年4月1日から施行する。
- 附則2 (1)本要綱施行にあたり、別に施行基準を設ける。
- **附則3** (1)本要綱は令和2年3月17日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

## 日本スポーツ少年団顕彰要綱施行基準

この基準は、日本スポーツ少年団顕彰要綱施行にあたっての必要な事項について定める。

- 1. 第3条(1)項および(2)項における永年とは、10年以上をいう。
- 2. 第3条(2)項の対象者は、原則として都道府県スポーツ少年団において顕彰を受けた者で、 かつ本項における顕彰を受けたことがない者であること。

なお、都道府県スポーツ少年団にて顕彰事業を行っていない場合に限り、次に該当する顕彰を 受けた者を対象者とすることができる。

- ・都道府県体育・スポーツ協会における顕彰
- ・市区町村体育・スポーツ協会における顕彰
- ・市区町村スポーツ少年団における顕彰
- 3. 第3条(3)項の対象者は、原則として都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団から 顕彰を受けた者であること。

なお、都道府県スポーツ少年団にて顕彰事業を行っていない場合に限り、次に該当する顕彰を 受けた者を対象者とすることができる。

- ・都道府県体育・スポーツ協会における顕彰
- ・市区町村体育・スポーツ協会における顕彰
- ・市区町村スポーツ少年団における顕彰
- 4. 第3条(1)項の表彰は、10年間経過した後の再度の表彰を妨げない。
- 5. 顕彰の数

各都道府県スポーツ少年団における前年度登録の実績から次のように定める。

(1) 第3条(1)項の市区町村スポーツ少年団

設置市区町村数20まで 1団体

#21~30まで 2団体以内

#31~40まで 3団体以内

以降、10市区町村単位で1団体ずつ増やすことができる。

(2) 第3条(2)項の登録者

1,000名まで 1名

1,001~2,000名まで 2名以内

2,001~3,000名まで 3名以内

以降、1,500名単位で1名ずつ増やすことができる。

本号で定めた顕彰の全体数に、大幅な変動があった場合は算出方法の見直しを行う。

- 6. 都道府県スポーツ少年団は、日本スポーツ少年団本部長が定める期日までに、所定の様式をもって、日本スポーツ少年団本部長宛推薦を完了する。
- 7. 日本スポーツ少年団常任委員会は、上記推薦書を審査し、日本スポーツ少年団本部長が顕彰を行う。

- 8. 第3条(3)項については、日本スポーツ少年団本部長の裁量より、都道府県スポーツ少年団本部長に委任することができる。
- 9. 本施行基準の改定は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。
- 附則1 (1)本施行基準は平成18年4月1日から改訂施行する。
  - (2)本施行基準は平成22年4月1日から改訂施行する。
  - (3)本施行基準は平成22年4月14日から改訂施行する。
  - (4)本施行基準は平成25年4月15日から改訂施行する。
  - (5)本施行基準は令和2年6月24日から改訂施行する。
  - (6)本施行基準は令和5年11月22日から改定施行する。